



知ってほしい、ハンセン病のこと

.....
差別や偏見をなくすために

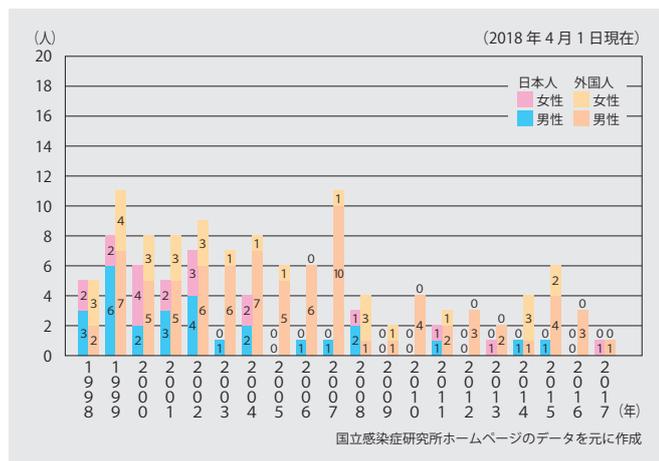
「ハンセン病とはこんな病気です」

ハンセン病は、「らい菌」によって起こる病気で、主に手足の末梢神経が麻痺すると、汗が出なくなったり、熱や痛みを感じなくなります。皮膚も侵されてさまざまな症状が現れます。感染は免疫機能が十分に発達していない乳幼児期に、未治療の患者から大量かつ頻繁に「らい菌」を吸入（呼吸器感染）することによってされています。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年（明治6年）に「らい菌」を発見したノルウェーの医師、ハンセンの名前をとって、現在ではハンセン病と呼ばれています。

現在、ハンセン病にかかる日本人は1年間で0～数名程度です。

また、たとえ感染しても発病することは稀です。ハンセン病療養所の職員のうち、発病した人はこれまで一人もいないことから、「らい菌」の発病力は極めて弱いことがわかります。しかし、いまだに新規の患者さんが多発している国もあります。公衆衛生や栄養状態、経済状態の良くない国々です。これらの国では早期発見と早期治療によって後遺症を残さずに治すことが課題となっています。

●ハンセン病新規患者数（1998～2017年）



「偏見や差別によって想像を絶する苦しみを受けた患者さんたち」

1900年代はじめには、ハンセン病はコレラやペストと同じように恐ろしい伝染病と考えられていました。1907年（明治40年）、「癩^{らい}予防二関スル件」が制定され各地を放浪する「浮浪^{らい}」と呼ばれる患者さんの収容が始まりました。この法律は、1931年（昭和6年）に「癩^{らい}予防法」へと引き継がれます。国立の療養所が各地に建設され、すべての患者さんの強制隔離が進められていきました。1953年（昭和28年）、「癩^{らい}予防法」に代わって「らい予防法」が成立します。しかし、この法律には大きな問題点がありました。それは、薬で治る時代になっていたのに隔離を続け、退所規定が設けられなかったことです。それは、一度入所したら治っても一生療養所から出ることができないことを意味していました。

1996年（平成8年）、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が制定され、さらに2008年（平成20年）には、今後のハンセン病対策の指針となる「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が制定され、いまでは療養所の周辺住民とも広く交流が図られています。

しかし、元患者さんたちの想像を絶する長年の苦しみを忘れてはなりません。一生療養所から出られない、親や兄弟と一緒に暮らすことができない、実名を名乗ることができない、結婚しても子供を産むことが許されない、亡くなっても故郷の墓に埋葬してもらえない……。療養所に暮らす元患者さんたちは病気とともに心に受けた傷を、長い年月を経たいまもなお、消せないまま暮らしているのです。



星塚敬愛園に収容された患者さんたち（昭和14年）
（写真提供：国立ハンセン病資料館）



私たちにできることは何でしょうか？ —ハンセン病について、正しく理解すること— それが、差別や偏見をなくす第一歩です。

「根強く残る偏見や差別と 社会復帰を阻む壁」

放浪生活を送っていた患者さんたちに対する強制隔離は、やがて在宅患者にも及びました。市町村の職員や医師が警察官を伴って、たびたび患者さんのものを訪れたのです。こうしたことから近所にも知られ、家族も偏見や差別の対象となりました。そのため患者さんたちは自分の意思と関係なく、療養所へ入所せざるを得ない状況に追い込まれていったのです。

強制隔離される患者さんの自宅は徹底的に消毒され、人里離れた場所に作られた療養所へ送り込まれる……。こうした光景を目の当たりにした人々の心にハンセン病は恐ろしいというイメージが定着し、それが偏見や差別を助長させることになってしまいました。

後遺症や偏見を乗り越え社会復帰を果たした人もいますが、その数はわずかです。また療養所に入所している元患者の多くが、高齢の不安に加え、親類と縁が

切れてしまい、今も故郷に帰れずにいます。

平成15年には、元ハンセン病患者であることを理由に、熊本県のホテルが宿泊を拒否した事例がありました。このとき、抗議した元ハンセン病患者さんたちに、非難や中傷の電話や手紙が殺到しました。これは何よりもハンセン病に対する理解不足と、偏見や差別が根深く残っていることを物語る、悲しむべき現実なのです。



「らい予防法」闘争時の参議院でのすわり込み（昭和28年）
（写真提供：国立ハンセン病資料館）

●ハンセン病に関する主な出来事

1873(明治6)年	ノルウェーの医師ハンセンが「らい菌」を発見
1889(明治22)年	フランス人のテストウイド神父が御殿場に私立の復生病院を設立
1895(明治28)年	イギリス人のハンナ・リデルが熊本に私立の回春病院を設立
1907(明治40)年	「癩予防二関スル件」制定。放浪患者を隔離
1909(明治42)年	全国5ヶ所で公立療養所開設
1931(昭和6)年	「癩予防法」制定。隔離の対象が、すべての患者となった
1943(昭和18)年	アメリカで新薬プロミンのハンセン病に対する効果発表
1953(昭和28)年	「らい予防法」制定
1996(平成8)年	「らい予防法の廃止に関する法律」制定
1998(平成10)年	熊本地裁に、星塚敬愛園、菊池恵楓園の入所者ら13人、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟を提起
2001(平成13)年	国賠訴訟で熊本地裁は原告勝訴の判決。国は控訴せず
	内閣総理大臣談話。衆参両院で謝罪決議
	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」成立。和解に関する基本合意書締結
2002(平成14)年	厚生労働大臣、副大臣が各療養所を訪問し謝罪
	全国50の新聞紙上に厚生労働大臣名で謝罪広告掲載 国立ハンセン病療養所等退所者給付金事業開始
2003(平成15)年	熊本県のホテルにおける宿泊拒否事例
2008(平成20)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定

➡「癩予防二関スル件」制定

放浪するハンセン病患者を、ハンセン病療養所に入所させるための法律

➡「癩予防法」制定

日本中のすべてのハンセン病患者を、療養所に隔離できるようになった。この後、官民一体となってすすめられた「無らい県運動」により、すべての患者の隔離によってハンセン病をなくそうという「ハンセン病絶滅政策」が広まった。

➡「らい予防法」制定

「癩予防法」を一部作り直した法律。「強制隔離」や「外出禁止」などが引き継がれ、退所についての規定は設けられなかった。

➡「らい予防法の廃止に関する法律」制定

90年に及ぶ隔離政策を廃止。法律の見直しが遅れたことについて、厚生大臣が謝罪した。